


10月16日(日)投開票

宗像市議会議員一般選挙



任期満了に伴う市議会議員選挙(定員20人)が実施されます。選挙は、私たちが政治に参加する最も重要で基本的な機会です。私たちの代表としてふさわしい人を選ぶためには、常に政治に関心を持ち、選挙で候補者の人物や政策を見極めて、主権者として自覚ある一票を投じることが必要です。

- 投票日 10月16日(日) ●投票時間 7:00~20:00
- *地島投票地区と大島投票区は10月14日(金)7:00~18:00に繰上投票
- 開票日時/場所 10月16日(日)21:00~/宗像勤労者体育センター(須恵)
- 選挙期日の告示日 10月9日(日)

投票できる人・できない人

満18歳以上の日本国民で、引き続き3カ月以上市に住所がある人は、市選挙人名簿に登録され、市議会議員選挙の選挙権があります。今回の選挙人名簿に登録されている人は、平成10年10月17日以前に生まれた人で、転入の場合は、平成28年7月8日までに転入届出し、引き続き居住して住民基本台帳(住民票)に記載されている人です。

*平成28年7月9日以降に転入届出をした人は、今回の選挙人名簿には登録されませんので、今回の市議会議員選挙には投票できません

投票所へ持って行くもの

選挙人名簿に登録されている人に、投票所入場券(ハガキ)を郵送します。このハガキは、投票日や投票所を表示し、投票所での選挙人名簿照合などを円滑に行うために発行しています。投票に行くときは、投票所の場所などをよく確かめ、自分の入場券を持参してください。

【入場券が届かない、なくしたという場合は…】

選挙人名簿に登録されていれば投票できます。居住している地域の投票所(投票日のみ)か、期日前投票所での受付時、係員にその旨を申し出てください。

*自分の投票所が分からない場合は、市選挙管理委員会へ問い合わせを

投票の方法

投票用紙に、候補者1人の氏名を記入してください。余計な文字などを記入すると、投票が無効になることがあります。

【点字投票】

目の不自由な人は、点字で投票することができます。投票所の係員に申し出てください。

*期日前投票所でも点字投票可

【代理投票】

投票用紙への記入が困難な人は、2人の係員が代筆と立ち会いを行う代理投票制度があります。投票所の投票管理者が代筆での投票事由があると認めた場合に、投票立会人の意見を聞いた上で行われますので、投票所の係員に申し出てください。

*投票管理者が定める人以外、代筆不可

*期日前投票所でも代理投票可

【期日前投票】

投票日に仕事、入院、冠婚葬祭、旅行、レジャーなどで投票所に行けない人は、次の期間に「期日前投票」をすることができます。

●場所/期間

▽市役所(北館1階・103会議室)

／10月10日(月・祝)~同15日(土)8:30~20:00

▽大島行政センター・ロビー／10月11日(火)~同13日(木)8:30~17:00

*地島投票区と大島投票区の人、市役所の期日前投票所での投票も10月13日(木)まで

●投票方法 投票所入場券を持参してください。入場券に「期日前投票宣誓書」を印刷していますので、入場までに記入しておいてください

*投票所入場券が手元にない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。受付の際に係員に申し出てください

【不在者投票】

①滞在先の市区町村での不在者投票

選挙期間中、出張や旅行などで、他の市区町村に滞在先の人、その滞在先の市区町村の選挙管理委員会に投票できます。ただし、宗像市選挙管理委員会に投票用紙などを事前に請求する必要があります。請求を受け、投票用紙などを滞在先へ郵送しますので、それを持って最寄りの市区町村選挙管理委員会に投票日の前日までに不在者投票をしてください。

*「不在者投票請求書・宣誓書」は、市HP <http://www.city.munakata.lg.jp/> → 「申請書ダウンロード」 → 「選挙」 → 「不在者投票請求書・宣誓書」からダウンロード可

②病院など(県選挙管理委員会が指定した施設)での不在者投票

入院中の人で歩行が困難な人は、施設の長に申し出てください。

③郵便などによる不在者投票

体に重度の障がいがあり、投票所に行けない人(表1参照)は、在宅で「郵便などを使った不在者投票」をすることができます。この投票は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。受けていない人は、宗像市選挙管理委員会ですぐに手続きをしてください。投票用紙の請求申請は、10月12日(水)まで、地島投票区と大島投票区の人、10月10日(月・祝)までです。

*郵便などによる不在者投票には、代理記載制度もあります。この制度の対象者は、表1に該当する人で、かつ自分で投票の記載をすることができない人として定められた人(表2に該当する人)です。この場合、あらかじめ市選管委員長に届け出た人(選挙権を有する人に限る)が投票に関する代理記載人となることができます

【表1】郵便等投票の対象者

対象	障がいの部位	障がいの程度
身体障害者手帳を持っている人	両下肢・体幹・移動機能	1級か2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級か3級
	免疫・肝臓	1級~3級
戦傷病者手帳を持っている人	両下肢・体幹	特別項症~第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症~第3項症
介護保険の被保険者証を持っている人	要介護5	

【表2】代理記載制度の対象者

対象	障がいの部位	障がいの程度
身体障害者手帳を持っている人	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳を持っている人		特別項症~第2項症

開票

宗像勤労者体育センター(須恵)で、10月16日(日)21:00から開始します。

【開票速報】

▽市HP <http://www.city.munakata.lg.jp/> ▽音声案内=☎0180(991)777

*10月16日(日)22:00から30分ごとに情報更新予定。音声案内はPHS、IP電話からは利用不可

選挙運動

公職選挙法により、選挙運動は、立候補の届出が受理されたときから投票日の前日(10月15日)までの間で行うことができません。立候補届出前の選挙運動は禁止されています。また、選挙運動期間中であっても、選挙運動用自動車などでの連呼行為や街頭演説を行う時間帯は、8:00~20:00の間に限られています。

選挙運動は、各候補者の政見、政策などを知り、一票を投じる判断の基礎となるものです。そこで、公職選挙法では選挙の公正・公平を確保するため、選挙運動でできること、できないことを細かく定めています。

【選挙運動での主な禁止事項】

▽選挙運動に関する飲食物の提供(湯茶やお茶うけのお菓子を除く)

▽選挙人の家の戸別訪問

▽有権者による電子メールを使った選挙運動(候補者や政党などはあらかじめ電子メール送信に同意した者に対しては可能)

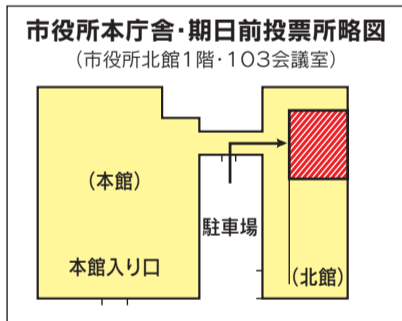
▽選挙運動用のホームページや候補者から届いた電子メールなど、選挙運動用の文書を印刷して配ること

▽18歳未満の人による選挙運動、など

選挙公報

選挙公報は、告示日(10月9日)に立候補の届け出が完了した後、印刷、仕分け、配布となります。そのため、全世帯への配布までにはある程度の時間を要します。なお、10月13日までに届かない場合は、選挙管理委員会まで連絡をお願いします。

■問い合わせ先 宗像市選挙管理委員会(総務課内) ☎(36)1375



会場 宗像ユリックス 福岡県宗像市久原400

9/18(日) 10:00~12:00 会議室8
9/21(水) 10:00~12:00 会議室3

参加費無料(御予約)

お電話でお申し込みください。
☎0120-041-075
プロタイムズ福岡本店 | 株式会社フクモト工業
電話受付/9:00~18:00

主催:一般社団法人市民講座運営委員会
東京都千代田区富士見1-6-110F
協賛:プロタイムズ福岡本店 株式会社フクモト工業
福岡県宗像市自由ヶ丘11-22-3

市民講座 屋根・外壁塗り替えセミナー

全国各地で年間40回以上の市民講座を開催してきた一般社団法人市民講座運営委員会の会場で、後悔しない塗り替え施工のノウハウを一般の方にも分かりやすく専門家である外装劣化診断士から聞ける市民講座を開催する。参加は無料だが、電話申し込みが必要。

外壁・屋根の塗装は、専門的な知識や技術が必要なため施工業者を信頼してすべてを任せざるを得ない。しかし、専門的な知識を持っているはずの施工業者が正規の施工仕様を守らず、自己基準の施工をして不良施工になるケースが後を絶たない。その為、工事後1年以内に全体の3割でトラブルが生じるともいわれ、信頼できる施工業者を選ばず、信じている消費者にも正しい知識を身に付ける事が求められている。そこで、この市民講座では信頼できる業者の選び方、見積書や塗装仕様書の注意点を詳しく分かりやすく説明する。

参加申し込みは電話でプロタイムズ福岡本店 ☎0120-041-075 (月)土 午前9時~午後6時



広告